

石川海区漁業調整委員会委員の推薦・募集要項

現在の海区漁業調整委員会委員（以下「調整委員」という。）の任期が令和3年3月31日で満了を迎えるにあたり、漁業法等の一部を改正する等の法律による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第139条第1項の規定により、次のとおり調整委員を募集します。

1 募集人数

漁業者・漁業従事者委員	11人
学識経験委員	2人
<u>中立（公益）委員</u>	<u>2人</u>
計	15人

2 任期

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで（4年間）

3 身分

石川県の特別職の非常勤職員

4 委員報酬

石川海区漁業調整委員会委員等報酬及び費用弁償支給条例により支給

5 職務内容

石川海区漁業調整委員会は、本県沖合海域における漁業権の免許等に係る知事からの諮問に対する答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示など法律に基づく権限を有しており、主なものは以下のとおり。

- （1）海区漁場計画の策定、漁業権の免許、法に基づく資源管理に関する計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、知事へ意見を述べること。
- （2）漁業調整のために、漁業関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすること。
- （3）入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行うこと。
- （4）漁業に利用する必要性がある土地等の使用权設定等について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定すること。

これらの事項等に関して、委員として委員会で意見等の発言を行うもの。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次に掲げる各委員の要件を満たす者。

(1) 漁業者・漁業従事者委員

海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者(1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。)

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

(3) 中立(公益)委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

7 委員の欠格事由

法第138条第4項の規定により、次のいずれかに該当する者は委員となることできません。

(1) 委員就任時において年齢満18年未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 石川県暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者

8 推薦及び募集に係る手続等

推薦をする者又募集に応じる者は、所定の様式に必要事項を記入の上、推薦及び募集の期間内に、石川県農林水産部水産課へ提出してください。

(1) 推薦及び募集の様式

個人による推薦の場合	様式第1号
------------	-------

法人又は団体による推薦の場合	様式第2号
----------------	-------

応募の場合	様式第3号
-------	-------

(2) 推薦及び募集の期間

令和2年10月1日(木曜日)から令和2年10月30日(金曜日)必着
※定数に満たない場合などは、期間を延長することがあります。

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、令和2年10月30日の消印有効

(4) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒920-8580

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県農林水産部水産課

TEL 076-225-1653

9 推薦及び募集の状況の公表

法令の定め等により、受付期間の中間及び終了後に、石川県のホームページにおいて、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容（住所、生年月日及び電話番号以外）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

10 候補者の選定及び任命

石川海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類等により候補者を選定します。選定結果は、推薦者（個人推薦の場合は代表者）、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

候補者について県議会の同意を得た上で委員として任命します。

11 その他

- (1) 推薦・応募に当たっては本要項をよく読み、様式には記入例を参考にできるだけ具体的に記入し、漏れがないよう御注意ください。
- (2) 推薦・応募に係る経費は、全て推薦者、被推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 提出書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 提出書類に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に調査・照会をすることがありますが、個人情報とは適正に管理し、本目的外には使用しません。